

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書  
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項  
【提出先】 近畿財務局長  
【提出日】 平成20年4月23日  
【事業年度】 第23期（自平成18年10月1日至平成19年9月30日）  
【会社名】 株式会社あきんどスシロー  
【英訳名】 AKINDO SUSHIRO CO.,LTD.  
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 矢三 圭史  
【本店の所在の場所】 大阪府吹田市江坂町二丁目1番11号  
【電話番号】 06(6368)1001(代表)  
【事務連絡者氏名】 取締役財務管理部長 小林 慶樹  
【最寄りの連絡場所】 大阪府吹田市江坂町二丁目1番11号  
【電話番号】 06(6368)1001(代表)  
【事務連絡者氏名】 取締役財務管理部長 小林 慶樹  
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年12月25日に提出した第23期（自平成18年10月1日至平成19年9月30日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第4 提出会社の状況

##### 3 配当政策

##### 6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_線で示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第4【提出会社の状況】

#### 3【配当政策】

（訂正前）

利益配分につきましては、今後の事業展開に必要な内部留保を確保し経営基盤の強化を図るとともに、現在及び将来に亘っての「安定配当の維持」を基本に、業績に応じた利益還元に努めることを基本方針としております。

また、内部留保資金につきましては、新規出店に係る設備投資及び既存店の改装費のほか、今後の新規事業探索、人材育成への投資、また今後の経営環境の変化への対応などの資金として活用してまいります。

当社は、期末配当の年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

また、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨を定款に定めております。

（以下略）

（訂正後）

利益配分につきましては、今後の事業展開に必要な内部留保を確保し経営基盤の強化を図るとともに、現在及び将来に亘っての「安定配当の維持」を基本に、業績に応じた利益還元に努めることを基本方針としております。

また、内部留保資金につきましては、新規出店に係る設備投資及び既存店の改装費のほか、今後の新規事業探索、人材育成への投資、また今後の経営環境の変化への対応などの資金として活用してまいります。

当社は、期末配当の年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

また、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨を定款に定めており、これに基づき、当社は取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行っております。

（以下略）

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1)～(7) <省略>

(訂正前)

### (8) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(訂正後)

### (8) 取締役会決議事項を株主総会では決議できないこととした事項

当社は、会社法第460条第1項の規定に基づき、「剰余金の配当等を株主総会の決議によっては行わない。」旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、機動的な資本政策及び配当政策等を遂行することを目的とするものであります。

### (9) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。